

承認第1号

**専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和4年度  
山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号））**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）について、別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求める。

令和5年7月20日提出

山梨県後期高齢者医療広域連合長 上村 英司

専決第1号

## 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）について、次のとおり専決処分する。

令和5年3月30日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 山下 政樹

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

## 第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	一般管理事務事業	千円 2,382

(理由)

令和4年度に訴えを提起し、その費用を予算措置したが、訴訟が継続したため、その費用の一部を令和5年度に繰越する。

(報償費) (着手金) (繰越明許費)  
3,550千円 - 1,168千円 = 2,382千円